

奨学生負担軽減法案

【独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金制度の新設に伴い、貸与型奨学金の返還に関しても、既に返還すべき期間にある場合を含め、その経済的負担の軽減が求められている。

→ 教育無償化に先立ち、まず、貸与型奨学金の返還の経済的負担の軽減のための措置を講ずる必要がある。

政府は、独立行政法人日本学生支援機構への学資に係る貸与金の返還に関し、既に返還すべき期間にある場合を含め、その経済的負担を軽減するため、速やかに、返還の免除の対象及び返還の期限の猶予の対象の拡大その他必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。